

令和6年3月7日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

今泉設備株式会社 新潟県長岡市中之島565-87

令和6年3月7日～令和6年5月6日（2ヶ月）

地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である今泉設備（株）は、新潟県長岡市発注の中央図書館トイレ等改修設備工事において、令和5年6月5日、当該工事における作業とは直接関係のないマンホール内で、作業員2名が死亡する工事関係者事故を発生させた。

このことについて、酸素欠乏危険作業に労働者を就かせるとき、酸素欠乏による健康障害を防止するための特別教育を行わなかったとして、同者及び同者代表取締役が、労働安全衛生法違反により、長岡簡易裁判所から罰金刑を受け、令和5年10月24日にその刑が確定した。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
（不正又は不誠実な行為） 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上